

●香川県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定に係る保安施設地区の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱22号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

観音寺市豊浜町和田字大谷丙352、丙358、丙359、丙352地先、丙353地先、丙358地先、丙363地先、丙365地先

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

観音寺市大野原町井関字後谷乙126の1、乙128、字有松乙145、乙146

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

観音寺市大野原町田野々字下美田乙12の1、乙15の2

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱9号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

まんのう町川東字木地屋敷382の83、382の84、382の338、字大上472の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに観音寺市経済部農林水産課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）